エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）に対する意見公募の結果について

令和７年７月 14 日
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

令和７年５月２日（金）から令和７年５月 31 日（土）にかけて、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

１　実施方法
（１）公募期間：令和７年５月２日（金）～令和７年５月 31 日（土）
（２）告知方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）ホームページ
（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２　意見公募の結果
（１）提出意見数　：５件
（２）御意見の内容と御意見に対する考え方は別紙１のとおりです。
（３）意見募集を実施した際からの変更点は別紙２のとおりです。

３　本件に関するお問い合わせ先
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
住　所：〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関１－３－１
電　話：０３－３５０１－２９６３

（別紙１）

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）に対する意見公募の結果について

No.	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	○意見内容 カーボンニュートラルという無駄で無意味で有害な方針によって結局ガス料金の負担が増えるということには全く納得が行きません 撤回してください	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第６次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、パリ協定や地球温暖化対策推進法等に基づき、地球温暖化対策に引き続き取り組んでまいります。
2	○意見内容 合成メタン・バイオガスの供給量について、追加された文章からは 1%とも 5%とも読み取れるため混乱を招く可能性が高い。 また、エネルギー基本計画では、ガスの 5%をカーボンニュートラル化する方法は合成メタン・バイオガスに限定されていない。 エネルギー基本計画と改正条文がマッチしていないため、改稿を要求する。	エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準における目標等は、「各ガス事業者のガス小売供給量の１％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること」に加え、「各ガス事業者の効率的な経営の下における合理的に利用可能な範囲内」に限っては「各ガス事業者のガス小売供給量の５％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること」を目標としており、それぞれの目標に関する条件が明示的に示されています。 また、第７次エネルギー基本計画においては、「供給量の１％相当の合成メタン又はバイオガスを導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの５％をカーボンニュートラル化していくこと」と明示しております。エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準における目標等においても、条件として「合成メタン及びバイオガスの注入量については、各ガス事業者におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の状況を考慮するものとする。」としており、ガス小売事業者が合成メタン又はバイオガスの導管への注入を含めた都市ガスのカーボンニュートラル化の実現に向けた取組の状況を考慮するため、その他の手段と合わせてガスの５％をカーボンニュートラル化していくというエネルギー基本計画の目標とも整合しております。
3	○意見内容 １％相当のカーボンニュートラルを考慮したガス	いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

	を導管に注入し、今度2050年までどのようにカーボンニュートラルを実現する具体的な姿絵がない。今回の注入ガスの技術費用に対しての値差支援を託送料金に上乗せすることは、単純に消費者の負担が増えることを意味する。2030年以降の2050年までの姿絵を示唆する表現を追記し、消費者負担額の上限を示す数値についても追記してほしい。	
4	○該当箇所 P5-6 ○意見内容 （追加案）また、ガス事業者は総合エネルギー企業として、地域におけるエネルギーの安定供給の確保や、地方公共団体や地域企業との連携による地方創生、再生可能エネルギーや水素、バイオガス等の地域資源を活用した脱炭素化に貢献すること。 ○理由 第7次エネルギー基本計画P70において、「ガス事業者は総合エネルギー企業として、需要家が求める様々なエネルギー供給サービスを行うとともに、事業の多角化等により経営基盤の強化を進め、新事業の国際展開や多様な分野の企業との連携による競争力強化を通じて、エネルギー需要が拡大する国際市場を開拓していく。さらに、地域に根ざした事業者として、地域の需要家のニーズに対応することに加え、地域におけるエネルギーの安定供給の確保や、地方公共団体や地域企業との連携による地方創生、再生可能エネルギーや水素、バイオガス等の地域資源を活用した脱炭素化	本改正の目的は、都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて、合成メタン又はバイオガスの利活用を推進することであるため、いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

	に貢献することが求められる。」としており水素もバイオガス等と同列に位置付けることが必要。	
5	○該当箇所 P８ ○意見内容 （修正案）国は、ガス事業者による合成メタン及びバイオガス・水素の供給並びに利用を促進するため、生産効率…略 ○理由 第７次エネルギー基本計画 P70 において、「ガス事業者は総合エネルギー企業として、需要家が求める様々なエネルギー供給サービスを行うとともに、事業の多角化等により経営基盤の強化を進め、新事業の国際展開や多様な分野の企業との連携による競争力強化を通じて、エネルギー需要が拡大する国際市場を開拓していく。さらに、地域に根ざした事業者として、地域の需要家のニーズに対応することに加え、地域におけるエネルギーの安定供給の確保や、地方公共団体や地域企業と	本改正の目的は、都市ガスのカーボンニュートラル化に向けて、合成メタン又はバイオガスの利活用を推進することであるため、いただいた御意見については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。

	の連携による地方創生、再生可能エネルギーや水素、バイオガス等の地域資源を活用した脱炭素化に貢献することが求められる。」としており水素もバイオガス等と同列に位置付けることが必要。	

（別紙２）

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

No	修正箇所	修正内容	備考
1	ページ１	「平成二十八年経済産業**小**告示第百十一号」を「平成二十八年経済産業**省**告示第百十一号」に改める。	技術的修正